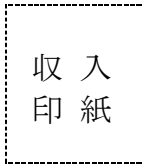


(様式3)

施設等入所児童自立支援資金借用証書

年 月 日



社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付決定番号		
借受者の住所	〒 -	電話番号 () 携帯番号 ()
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	Ⓢ	年 月 日 (歳)

私は、次のとおり自立支援資金の貸付を受けました。この資金は、社会福祉法人京都府社会福祉協議会施設等入所児童自立支援資金貸付要綱等の規定に従い返還いたします。

貸付種別	生活支援費貸付 ・ 家賃支援費貸付 ・ 資格取得支援費貸付
借用期間	年 月 から 年 月 までの 箇月
借用金額 (合計)	円

連帯保証人 住所

氏名

Ⓢ (自署・押印のこと)

生年月日

借受者との関係

連絡先

私は、借受者に上記のとおり返還させるとともに、万一借受者が返還しない場合は、その債務を負担いたします。

(裏面)

特約事項

(延滞利子)

第1条 借受者は、支払期日に償還金を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年3パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払わねばならない。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく借受者の府に対する一切の債務について、借受者と連帯して保証するものとする。

2 京都府社会福祉協議会は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更又は追加を求めることができる。

3 借受者は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、変更届けを速やかに京都府社会福祉協議会に提出しなければならない。

(住所変更届の提出)

第3条 借受者及び連帯保証人は、その住所又は従事先を変更した場合は、直ちに京都府社会福祉協議会に新しい住所又は勤務先を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 借受者及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 京都府社会福祉協議会が、貸付金の貸付又は償還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は借受者若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先に照会すること。

(2) 市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 京都府社会福祉協議会が、貸付金の貸付又は償還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 借受者は、第1号に該当する事由が生じた場合にあつては京都府社会福祉協議会からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあつては京都府社会福祉協議会からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、京都府社会福祉協議会に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 貸付金以外の借受者の債務につき、次の事由があつた場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 借受者が約定の償還の支払を通算して3回怠つた場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)

(4) 借受者が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、京都府社会福祉協議会に届出をしなかつた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、京都府社会福祉協議会が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第6条 貸付金の貸付又は償還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

京都府社会福祉協議会施設等入所児童自立支援資金貸付要綱等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年 月 日

借受者氏名

印

年 月 日

連帯保証人氏名

印